

お客様 各位

栃木信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

手形・小切手の発行受付終了にともない、2025年8月1日(金)より、下記の通り当座勘定規定を改定させていただきます。

ご不明な点がございましたら、お近くの当金庫本支店窓口までお問合せください。

記

旧	新
<p>第7条(手形、小切手の支払等) (1)～(2) (略) (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 (4) (追加)</p>	<p>第7条(手形、小切手の支払等) (1)～(2) (略) <u>(3)当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>A 届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> <u>B 小切手を使用する方法。</u> <u>(4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出して下さい。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>
<p>第12条(手数料等の引落し) (1)当金庫が受け取るべき貸付金利息、割引料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。 (2) (略)</p>	<p>第12条(手数料等の引落し) (1)当金庫が受け取るべき貸付金利息、割引料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。 (2) (略)</p>
<p>第16条(印鑑照合等) (1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されたものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3) (略)</p>	<p>第16条(印鑑照合等) (1)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されたものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3) (略)</p>

以上